

岐阜県公報

第千八百八十三号
平成十九年九月二十八日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県職員^{（職員厚生課）}の互助団体に関する規則の一部を改正する規則 六九九
 岐阜県議会の議員その他非常勤の職員^{（職員厚生課）}の公務災害補償等に
 関する条例施行規則の一部を改正する規則 六九九
 岐阜県会計規則の一部を改正する規則^{（出納管理課）} 七〇〇

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則^{（人事委員会）} 七〇〇

告示

道路の区域変更^{（道路維持課）} 七〇〇
 道路の供用開始^{（同）} 七〇一

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請^{（環境生活政策課）} 七〇二
 大規模小売店舗の新設の届出に関する件^{（商業流通課）} 七〇三
 飼料の試験結果^{（畜産課）} 七〇三
 土地改良事業計画の変更の適當の決定^{（農地計画課）} 七〇五
 土地改良区役員の退任及び就任^{（可茂農林事務所）} 七〇五

規則

岐阜県規則第七十九号

岐阜県職員^{（職員厚生課）}の互助団体に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十九年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員^{（職員厚生課）}の互助団体に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員^{（職員厚生課）}の互助団体に関する規則（昭和三十七年岐阜県規則第二百二十三号）の一部
 を次のように改正する。

別記第九号様式中「**（器具 冊）を「（ 冊）」に改め、「**（器具 冊）を削る。****

附則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員^{（職員厚生課）}の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部
 を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員^{（職員厚生課）}の公務災害補償等に関する条例施行規則の
 一部を改正する規則

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年岐阜県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「**表** 中 月 日」を「**年** 月 日」に改め、同様式注意事項第六号中「なお、郵便振替を受理する場合には、その面を翻けること。」を削る。

別記第三号様式の二から別記第五号様式までの規定中「なお、郵便振替を受理する場合に、その面を翻けること。」を削る。

別記第六号様式の二中「**表** 中 月」を「**年** 月」に改める。

別記第七号様式、別記第九号様式及び別記第十号様式中「なお、郵便振替を受理する場合には、その面を翻けること。」を削る。

別記第十四号様式注意事項第五号中「又は郵便料金の利子所得の非課税扱い」と及び「又は郵便回」を削る。

附則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十一号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項を削る。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

附則

この規則は平成十九年十月一日から施行する。

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十六号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表公安職の表警察本部長の項本部長の欄中「組織犯罪対策統括官」を「組織犯罪対策統括官 リズム対策官」に改める。

附則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第五百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年九月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		区域		敷地の幅員		延長		備考	
道の種類	路線名	区	間	別前後	変更	敷地の幅員	延長		備考
七宗方線	加茂郡八百津町福地字蔵橋二番四一地先から同郡同町同字同三番一〇地先まで			後	前	五〇・三〇	四〇・五〇	六〇	

岐阜県告示第五百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年九月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		区域		敷地の幅員		延長		備考	
道の種類	路線名	区	間	別前後	変更	敷地の幅員	延長		備考
七宗方線	加茂郡八百津町福地字蔵橋二番四一地先から同郡同町同字同三番一〇地先まで			後	前	六〇	六〇	六〇	

岐阜県告示第五百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年九月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		区域		敷地の幅員		延長		備考	
道の種類	路線名	区	間	別前後	変更	敷地の幅員	延長		備考
釜日吉線	瑞浪市日吉町字大知洞四六五七番二地先から同市同町字町屋四七四番二地先まで			後	前	九二・二一八・〇	九二・七五	二四三・三	

岐阜県告示第五百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年九月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		区域		敷地の幅員		延長		備考	
道の種類	路線名	区	間	別前後	変更	敷地の幅員	延長		備考
一般国道	号百五十八	高山市庄川町三谷字小谷一二九五番の一	地先から同市同町同字牛首	前A	後B	二〇〇・三〇〇	六〇〇・三〇〇	一、七五〇・一、四七五・〇	

一三〇五番の一地先まで	後B	二一〇〇	一、四七九・〇
-------------	----	------	---------

岐阜県告示第五百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年九月二十八日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	三百六十一号	高山市朝日町小瀬ケ洞字大サコ七四三番地四地先から同市同町同七四三番地三地先まで	前 後	三〇・〇 四七・一	一三六・〇 一三六・〇	

岐阜県告示第五百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年九月二十八日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	区域又は区域の決定又は変更の年月日
県道	高宝山線	高山市上宝町風餅字トヤ峠一三八五番二四地先地内	三三・〇	平成一九・年・九・月・二六	平成一九・年・九・月・二六

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成十九年九月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ハートネット
- 三 代表者の氏名 大坪 徹
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市山田町八六三番地二二号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者の自立支援活動に関する事業を行い、誰もが自分の力を発揮できるまちづくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。
 なお、その届出書等は平成十九年九月二十八日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日
平成十九年九月十八日
- 二 届出者の氏名又は名称
ヤマカ興産株式会社
- 三 建物の名称及び所在地
多治見フロンテ

岐阜県多治見市本町三丁目一〇一番地

- 四 大規模小売店舗の新設日
平成二十年五月十九日
- 五 店舗面積
一、六四四平方メートル
- 六 駐車場の収容台数
一〇〇台
- 七 荷さばき施設の面積
一〇五平方メートル

飼料の試験結果

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成十九年五月に収去された飼料の試験の結果の概要を公表する。

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

収去番号	製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年(輸入月)	分析			概			要						
					粗たん白質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	カルシウム %	りん %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	TDN %	ME Kcal	その他検査	違反の内容
1	株式会社白木精麦園工場1号 〒岐阜市小瀬南1丁目2番6号	関市小瀬南1号 〒岐阜市小瀬南1丁目2番6号	混合飼料EMフイー トBA	19.05	14.2	16	5.8	9.2	0.05	1.79							
2	全国酪農飼料株式会社東海工場 〒岐阜市碧南市豊知見浦町2番地の8	美濃市生穂47 2番地 美濃路農協同組合北濃事務所	さぶ75	19.05	17.5	3.9	5	4.6	0.66	0.57							
3	同上	同上	全酪育成後期	19.05	17.6	3.4	5.9	6.5	0.83	0.81							

16	同上	同上	くみあい配合飼料 とり玉 ¹⁶	19.05	16.5	6.8	3.4	12.3	5.4	0.64								
17	日清丸紅飼料 株式会社 工場 岐阜市 豊田町2番 地3	各務原市須衛 町4丁農林業 協同組合配 送センター	日清丸紅印配合飼 料幼すう・中すう 用MN幼すう	19.04	21	5.7	3.6	5.7	1.05	0.69								
18	同上	同上	日清丸紅印配合飼 料中すう用MN中 すう	19.04	18.2	4.2	3.4	5.2	0.96	0.59								
19	同上	同上	日清丸紅印配合飼 料大すう用MN大 すう	19.04	15.2	4.5	3.5	6.6	1.67	0.6								
20	同上	同上	日清丸紅印配合飼 料成鶏用シエール・ クイーン ¹⁷	19.04	17.6	6.3	3.6	11.6	5.21	0.59								

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八條第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
市 高見・阿部地区	洞戸事務所前 揭示場	同	平成一九・ 一〇・二九から 一九・二八まで

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土岐	平成一九・九・八	理事	澤野 隆司	可児市西帷子 五〇一番地
帷子	平成一九・九・八	理事	水野 次男	東帷子 二五二番地
土岐	平成一九・九・八	理事	尾関 重隆	同 一八三番地
土岐	平成一九・九・八	理事	亀谷 道雄	同 一六四三番地二
土岐	平成一九・九・八	理事	亀谷 好治	同 七九八番地
土岐	平成一九・九・八	理事	伊藤 昭和	同 三六〇四番地
土岐	平成一九・九・八	理事	齋藤 武美	同 可児市菅刈 一一〇二番地一

就任した役員

土地区 改良区 名称	就任 年月日	役名	氏名	住所	所	
帷子土地 改良区	平成 一九・九 九	理事	澤野隆司	可児市西帷子	五〇一番地	
			水野次男	東帷子	二五二八番地	
			尾関重隆	同	一八三二番地	
			龜谷道雄	同	一六四三番地二	
			龜谷好治	同	七九八番地	
			伊藤昭和	同	三六〇四番地	
			齋藤武美	可児市菅刈	一一〇二番地一	
			宮嶋博美	同	五四一番地	
			小池亮	可児市西帷子	九〇三番地	
			三好英隆	同	九二三番地	
			奥村博	同	三五五番地	
			日比野惠勇	可児市広見	一一三八番地二	
	監事		小池俊美	西帷子	六〇五番地	
			武藤政雄	菅刈	四〇一番地	
			玉置寛二	東帷子	九〇九番地三	
			同	同	同	同
		同				
			同	同	同	同
		同				
		同	同	同	同	
	同					
		同	同	同	同	
	同					
		同	同	同	同	
	同					

平成十九年九月二十八日印刷
平成十九年九月二十八日発行

発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一號
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾文芸社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))